

公売公告兼見積価額公告

7.12.4

下記により差押財産の公売を行うので、地方税法の規定によりその例によるとされている国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。

国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

令和7年10月2日

阿賀野市長 加藤 博 幸

公売財産の種類		不動産
公売財産の表示		別紙のとおり
公売の日時	公売開始の日時	令和7年11月12日（水） 午前10時00分
	公売締切の日時	令和7年11月12日（水） 午前10時15分
公 売 の 場 所		阿賀野市役所 1階 「第1多目的ホール」
公 売 の 方 法		入札
開 札 の 日 時		令和7年11月12日（水） 午前10時16分
開 札 の 場 所		阿賀野市役所 1階 「第1多目的ホール」
売却決定の日時		令和7年12月3日（水） 午前10時00分
売却決定の場所		阿賀野市役所 総務部 税務課
買受代金納付の期限		令和7年12月3日（水） 午後2時00分
買受代金納付の場所		阿賀野市役所 総務部 税務課
公売保証金	金 額	別紙1のとおり
	納付の日時	令和7年11月12日（水） 午前10時00分
	納付の場所	阿賀野市役所 1階 「第1多目的ホール」
見 積 価 額		別紙1のとおり
買受人の資格その他の要件		農地につき、「買受適格証明証」の提出を要す。 国税徴収法第92条及び第108条に抵触しない者
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。
その他の事項	1 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行等の振り出しに係るもの又は銀行等の支払保証のあるもの）でなければ納付できません。 2 見積価額に達した入札者等がない場合には、ただちに再度入札を実施することがあります。 3 一度提出した入札書は、引き換え、変更又は取消しをすることができません。 4 買受人が買受代金を納付するときまでに滞納金額完納の事実が証明された時、又は買受代金納付後でも取り消すべき理由がある時は、公売を取り消します。 5 買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金はお返しできません。 6 買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納したときです。従って、所有権取得後の財産のき損焼失等による損害は買受人の負担となります。 7 執行機関は買受人に対して公売財産の引渡しを行いません。また、執行機関は公売財産について種類又は品質に関する担保責任等を負いません。土地の境界については、隣接土地所有者との協議を要します。 8 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。 9 次順位買受申込者制度の適用があります。また、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の時期が異なることがあります。 10 本件公売は、国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札できません。 11 上記売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び売却代金の納付の期限が変更される場合があります。	

別紙 1

売却区分番号	1	見 積 価 額	783,000円
		公売保証金	80,000円
公 売 財 産 の 表 示	【土地】 所在： 阿賀野市発久字山伏塚 地番： 786番 地目： 田 面積： 2,032㎡ 以下余白		
公 売 条 件 等	・入札に際してはあらかじめ公売財産を確認し、不動産については登記簿等を閲覧した上で入札してください。(現状渡しです。) ・入札当日には、次のものが必要となりますので、必ず持参してください。 ①公売保証金 現金又は小切手(小切手の場合は、日付等を必ず事前に照会ください。) ②印鑑 (ただし、入札者が代理人の場合は代理人の印鑑、法人の場合は代表者印) ③代理人が入札する場合は、委任状 ④買受人が法人の場合、又は個人の不動産業者の場合は、収入印紙200円が必要 ⑤公売財産が農地の場合は、農業委員会が発行する買受適格証明書 ・公売が中止になる場合もあります。 ・公売財産は買受代金が納付されたときに所有権が移転されます。 ・公売財産の権利移転につき、登記・登録を要する場合の登録免許税等は買受人の負担になります。 ・買受人は、代金納付後に、農地法による許可の申請、協議又は届出の手続きを行い農業委員会等が交付する「許可証」、「協議が成立した旨を記載した通知書」又は「受理通知書」を呈示するとともに「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。なお、許可又は届出が受理されない場合には、譲渡の効力は生じません(農地法第3条第1項、3項)。 ・次順位買受申込の制度があります。		

連絡先：阿賀野市役所 総務部 税務課 収税係

電 話：0250-62-2510

別紙 2

買受人の資格及びその他の公売の条件

買受人の制限	公売保証金を納付しない場合、その他公売公告の条件に違反した場合又は国税徴収法第92条及び第108条の規定により、買受人となることができない者は、公売財産を買い受けることはできません。
委任状の提出	代理人が入札する場合は、委任状が必要となります。
開札の方法	入札書は、入札者の面前で開札します。
最高価申込者の決定	入札価格が見積価額以上で、かつ、最高の価額である入札者を最高価申込者（落札者）とします。 最高価格の入札者が2人以上あるときは、同価の入札者間でさらに追加入札を行い、追加入札の価格がなお同価のときは、くじで最高価申込者を決定します。なお、追加入札の価格は、当初の入札価格以上であることを要します。
次順位買受申込者の決定等	最高価申込者に次ぐ入札者（ただし、最高入札価格から公売保証金の額を控除した金額以上の者）で、次順位による買受申込者に対して次順位買受申込者の決定をします。次順位申込者の納付した公売保証金は、一定期間保管します。最高価申込者の決定を取消したときは、次順位買受申込者に対して売却決定をします。
再度入札	見積価額以上の入札者がいないときは、直ちに再度入札を行うことがあります。
入札書についての制限	一度提出した入札書は、引換え、変更又は取り消しをすることができません。金額を訂正した場合、若しくは、同じ公売財産に複数枚の入札書を提出した場合は無効とします。
買受人決定	最高価申込者を買受人とします。
買受代金の納付	買受人は買受代金（入札価格から公売保証金を控除した金額）を納付期限までに納付しなければなりません。なお、買受代金の分割納付はできません。
権利移転の時期	買受代金を完納した時とします。したがって、買受代金完納後は買受人の所有となりますから、財産の毀損、焼失等による損害は買受人の負担になります。
権利移転に伴う費用	買受人の負担となります。権利移転について登記（登録）の嘱託を必要とする場合は、買受代金納付の際に登録免許税に相当する印紙又は登録免許税納付済みの領収証書を提出してください。
売却決定の取消	買受人が買受代金を納付する時までに滞納者が滞納金額を完納したとき、又は、買受人が買受代金を納付期限までに納付しない場合、その他公売代金納付後でも公売処分を取消すべき事由があるときは、売却決定を取消します。
公売保証金の返還	公売保証金を納入し入札したが、最高価申込者あるいは次順位買受申込者とならなかった場合には、公売終了後、公売保証金を返還します。 この場合、営業者については、返還を受ける時の領収書に収入印紙（200円）の貼付、消印が必要となります。
公売保証金の帰属	買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないために売却決定が取消されたときは、公売保証金は滞納者の税に充当します。 なお、残余があるときは、滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は市に帰属します。

連絡先：阿賀野市役所 総務部 税務課 収税係
電 話：0250-62-2510

その他事項

- 1 売却区分番号「1」の財産は、非課税財産です。
- 2 最高価申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価格」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高価の価格である者に対して行います。
- 3 次順位買受申込者の決定
 - ① 売却区分番号「1」の財産の公売には、次順位買受申込者の制度があります。
 - ② 次順位買受申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価格」欄に記載された金額により行います。
- 4 公売財産の面積は、公簿上によるものです。
- 5 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受代金を全額納付した時とします。したがって、所有権取得後の財産の毀損、焼失等による損害は、買受人の負担となります。
- 6 権利移転に要する費用は、買受人の負担とします。

なお、買受人は、買受代金の納付後速やかに管理者に対し、所有権移転登記の請求をするとともに権利移転に伴う費用（登録免許税、登記の嘱託書等の郵送料）を提出してください。

(参考) 「課税財産」とは、消費税法別表第二(第6条関係)に掲げる財産以外の財産をいい、「非課税財産」とは、消費税法別表第二(第6条関係)に掲げる財産をいいます。

以下余白